

かけがえのない 大切な存在である 子どもたちへ
～大阪市教育委員会 教育長からのメッセージ～

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大人も子どもも思うような生活が送れない日々が続いています。多くの人が悩み続け、とても残念なことに、自ら命を落とすということも起こっています。児童生徒のみなさんと共に未来を切り拓いていくために、私からメッセージを送りたいと思います。

児童生徒のみなさんへ

あなたは今、誰かと思い切り遊んだり大きな声で話したりできない中で、不安や心配なこと、イライラが積み積み、苦しんでいないでしょうか。
胸が苦しく、誰にも話せず、一人きりで悩み、どうしようもなくなって、自分という人間がいったい何なのか、わからなくなってしまっていないでしょうか。
今、大人もそうになっています。そして、世界の多くの国々も、そんな状況にあります。
だから、あなたがそう思い、悩むのは、あなたのせいではありません。
こんなときだからこそ、その心を、その悩みを、話してみませんか？
そばにいる、家族、友達、先生、大人、誰でもかまいません。少しの勇気を出して、その思いや悩みを誰かに伝え、みんなで少しずつ分け合いませんか？

あなたは、この世の中で、ただひとりのかけがえのない存在です。
人間の命の中で、いらない命、大切ではない命なんて一つもありません。
でも、そのことがわからなくなる、わかっていても、自分の命を大切に思えなくなる、そんなときがあるかもしれません。
命はリセットできません。命をなくしたら後悔もできません。
自分の命の尊さがわからなくなったとき、
あなたがいなくなって悲しむ人々のことが想像できなくなったとき、
そんなとき、一度立ち止まって、考えてみてください。
誰かに今の気持ちを伝えてください。誰かと悩みを分かち合ってください。

あなたのことを受け止めてくれる人が必ずいます。

あなたの命は、かけがえのないたった一つの命なのです。

大切なあなたが、居続けてくれることを、心から願ってやみません。

みなさんは、「子どもの権利条約」を知っていますか？

1989年に、世界の196もの国や地域の人たちが集まって話し合い、この条約が
つくられました。

1994年に、日本も「この条約を取り入れて守ります」と決めました。

そこには、こう書かれています。

すべての子どもたちに、子どもたちがもっている、

① 生きる権利：すべての子どもの命が守られる権利

病気やけがをしても、きちんと治りようを受けて、生きる権利

② 育つ権利：勉強したり、休んだり遊んだりする、また、

何を考えたり信じたりするか自分で決める権利

③ 守られる権利：しょうがいのある子どもや少数民族の子どもをはじめ、

すべての子どもが、大人にひどいことをされない権利

④ 参加する権利：自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったりする権利

を、世界中のみんなで守っていこう。

あなたの命は、世界中の人たちすべてから守られるべき、かけがえのない、たった
一つの命なのだということも、ぜひ知っておいてほしいと思います。

おわりに、私は教育長として、また大人たちの代表として、みなさん一人ひとりの
命の大切さを思い、守っていくためにこれからも努力していくことを、みなさん
と、そしてあなたと約束します。

令和3(2021)年2月12日

大阪府教育委員会 教育長 山本 晋次

いじめSOS ^{つうほう} 通報	メールアドレス： gaibutsuuhou@yodo-law.com FAX：06-6223-5170	
【全国共通】 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう)	一部のIP電話からはつながりません。
【大阪市こども相談センター】 こども専用電話教育相談 保護者専用電話教育相談	06-4301-3140 06-4301-3141	月～金曜 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始は除く)
【大阪法務局】 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始は除く) 一部のIP電話からはつながりません。
【大阪弁護士会】 子どもの人権110番！	06-6364-6251	水曜 午後3時～午後5時 第2木曜 午後6時～午後8時 (祝日・年末年始は除く)
【全国共通】 チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 午後4時～午後9時 (祝日・年末年始は除く)
【子ども情報研究センター】 子ども家庭相談室 電話相談	保護者用06-4394-8754 子ども用0120-928-704	月・火・木曜 午前10時～午後8時 (祝日は休み)

LINE を使って相談する時は LINE による相談窓口 利用案内を見てください。

※スマートフォンの所持やSNSの利用を勧めるものではありません。スマートフォンを持っていない人やLINEを利用したことがない人は、上の表の電話での相談窓口を利用してください。